

国際法務に係る日本企業支援等に関する
関係省庁等連絡会議（第7回）

議 事 次 第

日 時 平成29年10月27日（金）午後2時～

場 所 最高検察庁大会議室（20階）

1 開会

2 日本企業の海外展開を法的側面から支援するための関係省
庁等の施策に関する情報共有

- 本年度実施している施策の内容
- 来年度以降実施予定の施策及びこれらに係る来年度概算
要求の各内容
- 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催につ
いて

3 次回以降の予定、閉会

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（第7回）

資 料 目 録

- 資料1 国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について（案）
- 資料2 法務省（大臣官房司法法制部）資料
- 資料3 法務省（法務総合研究所）資料
- 資料4 外務省（経済局）資料
- 資料5 経済産業省資料
- 資料6 特許庁資料
- 資料7 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について

国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の開催について（案）

平成 26 年 7 月 15 日
関係省庁等申合せ
平成 27 年 6 月 12 日
一 部 改 正
平成 29 年 10 月 27 日
一 部 改 正

1. 日本企業等が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援等に係る施策を一体的、戦略的に推進するため、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

法務総合研究所国際協力部副部長

外務省経済局政策課長

外務省国際協力局地球規模課題総括課長

経済産業省通商政策局総務課長

特許庁企画調査課長

特許庁審判課長

オブザーバー 独立行政法人日本貿易振興機構ビジネス展開支援部長

独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部次長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

日本弁護士連合会

3. 連絡会議の庶務は、関係省庁等の協力を得て、法務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

問題点・現状

日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向

特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても**法曹等専門家の海外派遣等による企業への法的側面支援を行う**とされている。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

調査委託の方法等

法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国に派遣

平成29年度は2か国(ミャンマー、インド)において調査を継続しており、既に調査が終了している3か国(シンガポール、タイ、インドネシア)についても、調査結果をアップデートするための調査を実施中。

平成30年度は、マレーシアにおける調査を実施するとともに、既に調査が終了しているフィリピンの調査結果をアップデートするための調査を実施予定。

現地における調査方法

- 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
- JETRO等の現地関係機関からのヒアリング、現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

効果

日本企業（特に中小企業）

直面しやすい法的問題の実態
法的問題に対する対応の在り方
現地関係機関との連携
等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

現地法制度やその運用上の留意点
現地における日本の法曹有資格者の活動規制
日本企業による法的支援のニーズの実情
等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

日本の法制度の情報発信に関する政府の取組み(法令外国語訳)について

「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、そのためには、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳を容易に利用し得ることが必要不可欠である。」(「最終報告」平成18年3月23日法令外国語訳・実施推進検討会議)

法令外国語訳の仕組み

③ 関係各省庁

法務省の品質検査を受けて、法令翻訳を完成、法務省に提出

⇒ 法務省は専用のホームページで公開

法令外国語訳推進会議
検査の結果を基に、
標準対訳辞書を改善

② 法務省

各省庁から提出を受けた翻訳原案を、公開に耐えうる品質の確保という観点から、標準対訳辞書の活用、ネイティブチェック等による検査

① 関係各省庁

関係省庁連絡会議によって決定された翻訳計画に基づき、所管法令につき、翻訳原案を作成

法令外国語訳の現状

専用ホームページにおいて、

公開している法令数：**589**法令

アクセス状況：一日平均**51,000**件

⇒ **世界80以上の国や地域**からアクセスあり

アクセスの多い上位**10**法令(過去1年)

	法令名
1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	金融商品取引法
3	特許法
4	民法(第一編第二編第三編)
5	刑法
6	出入国管理及び難民認定法
7	労働基準法
8	会社法(第五編第六編第七編第八編)
9	銀行法
10	保険業法施行令

※ データはいずれも平成29年9月末現在

経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)
(H29.6.9 閣議決定)

成長戦略の加速等
対日直接投資の促進

日本法令の外国語訳を引き続き推進する。

未来投資戦略2017
(H29.6.9 閣議決定)

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」
対内直接投資の促進体制強化

対日直接投資推進会議において…**日本法令の外国語訳拡充の促進**等を内容とする「政策パッケージ」を決定。「政策パッケージ」に定められた各施策について、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施

インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)
(H29.5.29 経協インフラ戦略会議決定)

企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備

我が国の**ビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成**し、これを法制度整備支援を展開する際に相手国ニーズに応じて提供するほか、このような英訳を海外に発信することを通じ…我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備

知的財産推進計画2017
(H29.5.16 知的財産戦略本部決定)

知財システム基盤の整備
知財紛争処理に関する情報公開・海外発信

我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知的財産を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、ニーズも踏まえつつ、我が国の**知財関係等の法令の高品質な英訳の迅速な作成・公開を推進し、海外発信**する。

グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ
(H28.5.20 対日直接投資推進会議決定)

外国企業進出の障害となっている課題の解決方策
日本法令の外国語訳の拡充

政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、**2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開**することを旨とする。

平成29年度法律制度整備支援事業実施状況

事業の概要

- ・ 域内格差是正のためのメコン諸国に対する現地セミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
- ・ 知財分野を始めとするビジネス関係法令整備のための現地セミナー、招へいによる共同研究等（インドネシア、ミャンマー等）

ASEAN諸国等に対する法律制度整備支援の主な取組

ベトナム社会主義共和国



【現在の取組】JICA「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」
・法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現、民事紛争解決に資する法令の起草支援など

【今年度の実施内容】

- ・ 本邦研修：判例制度等（5月，裁判所），不良債権処理・登記等（7月，首相府），民事判決執行等（11月，司法省）等
- ・ 現地調査，現地セミナー：財産登記法（4月）

ラオス人民民主共和国



【現在の取組】JICA「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」
・民法起草，ハンドブック作成，人材育成支援など

【今年度の実施内容】

- ・ 本邦研修：民事経済法（8月），教育・研修改善（12月）等
- ・ 現地セミナー：刑事法（H30年2月）等

カンボジア王国



【現在の取組】JICA「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」
・不動産登記法起草，書式例作成，判決書公開など

【今年度の実施内容】

- ・ 現地セミナー：契約（8月），遺産分割（H30年1月），離婚（H30年3月）

インドネシア共和国



【現在の取組】JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」
・法的整合性向上，知財保護体制強化など

【今年度の実施内容】

- ・ 本邦研修：知財制度強化，法的整合性向上（7月，11月，H30.2月）
- ・ 現地セミナー：法的整合性向上（6月）

ミャンマー連邦共和国



【現在の取組】JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」
・倒産法等起草支援，知財裁判制度構築支援，人材育成支援

【今年度の実施内容】

- ・ 本邦研修：経済関連法（6月），知財関連法（11月），和解調停法（H30.2月）
- ・ 招へいによる共同研究：不動産制度共同研究（8月）
- ・ 現地セミナー：知財裁判制度（8月，10月），和解・調停制度（4月）

バングラデシュ人民共和国

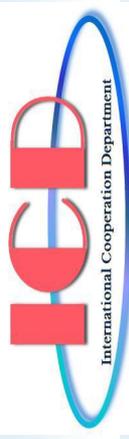


【現在の取組】JICA国別研修
・司法機関職員的能力向上等

【今年度の実施内容】

- ・ 本邦研修：訴訟外紛争解決手続（ADR）等（12月）

ミャンマー知的財産関係活動



実施日	種類	場所	概要	対象者	人数	備考
H29.4.1 ~ 2	現地セミナー	ミャンマー	和解調停関係につき、日本の弁護士2名(うち1名は元裁判官)を招き、連邦最高裁判所を始め、各地方の裁判官を集めて講義を実施するとともに、模擬和解手続の実演を行うなどして、和解調停の知見を提供。	連邦最高裁判所・各地方裁判所裁判官等	約50名	
H29.8.21 ~ 25	現地セミナー	ミャンマー	アドバイザーグループ(AG)の有識者を招き、知財関係の教科書(新任裁判官向け/知財事件担当裁判官向け)作成に向けた議論、知的財産法案が成立した後、知財関係紛争を取り扱う裁判所において解決しなければならぬ課題等について議論。	連邦最高裁判所職員	約20名	AGは、弁護士(元的財産高等裁判所裁判官)、大学教授、弁護士(大手渉外事務所)、特許庁職員、文化庁職員、法務省職員をメンバーとして結成。
H29.10.19 ~ 20	現地セミナー	ミャンマー	AGの有識者を招き、知財関係の教科書(新任裁判官向け/知財事件担当裁判官向け)作成、模擬事例を用いて実際に裁判をする際に留意すべき点等について議論を行う予定。	連邦最高裁判所職員	約20名	

インドネシア知的財産関係活動

実施日	種類	場所	概要	対象者	人数	備考
H29.7.25～8.4	本邦研修	東京・大阪	衆議院法制局，文化庁，早稲田大学，大阪市等への訪問（関係者からの講義・説明）	法務人權省法規総局・同省知財総局職員等	14名	
H29.6.5～6.9	現地セミナー	インドネシア	京都大学大石眞名誉教授等を講師に招き，日本の立法過程や法律と条例の関係に関する講義を実施。	法務人權省法規総局職員	約50名	
H29.11.24～12.1	本邦研修	東京	内閣法制局，筑波大学大学院，法律事務所等への訪問（関係者からの講義・説明）	法務人權省法規総局職員等	17名	
H30.2.	本邦研修	東京	最高裁判所司法研修所等への訪問（関係者からの講義・説明）	裁判所職員	15名程度	

平成30年度法律制度整備支援事業実施予定

事業の概要

- ・域内格差是正のためのメコン諸国に対する現地セミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
- ・知財分野を始めとするビジネス関係法令整備のための現地セミナー、招へいによる共同研究等（インドネシア、ミャンマー等）

ASEAN諸国等に対する法律制度整備支援の主な取組

ベトナム社会主義共和国



【来年度の実施予定】

- ・首相府、司法省、裁判所等を対象とする本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。
- ・特に、ベトナム司法省が、2015年改正民法を踏まえて、不動産を含む包括的な財産登記法の制定を検討しているところ、これに関する現地調査、現地セミナー及び本邦研修を引き続き実施する。
- ・法的予見可能性を高める判例制度についても、引き続き本邦研修等を実施する。

ラオス人民民主共和国



【来年度の実施予定】

- ・新民法制定、捜査段階Q & A集改訂版の普及、人材育成などをテーマにした本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。

カンボジア王国



【来年度の実施予定】

- ・不動産登記法等民事関連法令の起草、民事法の運用に必要な書式例等の作成、判決書公開等に向けて、本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。

インドネシア共和国



【来年度の実施予定】

- ・法務人権省や裁判所等を対象とする法的整合性向上、知財保護体制強化などに関する本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。

ミャンマー連邦共和国



【来年度の実施予定】

- ・連邦法務長官府や連邦最高裁判所等を対象とする人材育成、起草支援に関する本邦研修、現地セミナー等を引き続き実施する。
- ・特に、近々知的財産関連法の成立が見込まれるところ、知財紛争を扱う裁判所における実務的課題（仮差止めや損害賠償請求等）をテーマとする現地セミナー等を引き続き実施する。

バングラデシュ人民共和国

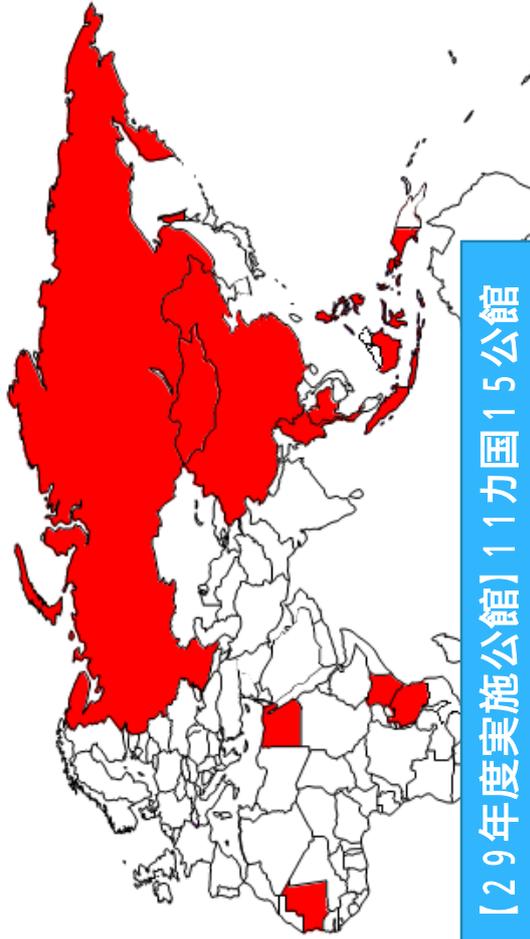


【来年度の実施予定】

- ・司法機関職員的能力向上等に向けて、現地セミナー及び本邦研修を実施する。

在外公館における弁護士を活用した企業支援

日本企業の活動を法的側面から支援するため、在外公館において、日本企業に対する法的問題に関するアドバイスや、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供等の業務を、日本の弁護士等に委託して実施している。実施対象公館は、進出している中小企業が多く、ニーズがある地域の公館の中から選定している。



【29年度実施公館】11カ国15公館

- インドネシア（在インドネシア大使館・在スラバヤ総領事館・在デンパサール総領事館）
- タイ（在タイ大使館・在チェンマイ総領事館）
- 中国（在中国大使館・在青島総領事館）（中国全土の案件につき在中国大使館で相談受付可能）
- ミャンマー（在ミャンマー大使館）
- モンゴル（在モンゴル大使館）
- フィリピン（在フィリピン大使館）
- ロシア（在ロシア大使館）（地方都市でも実施）
- ケニア・タンザニア（在ケニア大使館・在タンザニア大使館（ケニア担当弁護士がタンザニア滞在時に対応））
- エジプト・モリタニア（在エジプト大使館・在モリタニア大使館（エジプト担当弁護士がメール等で対応））

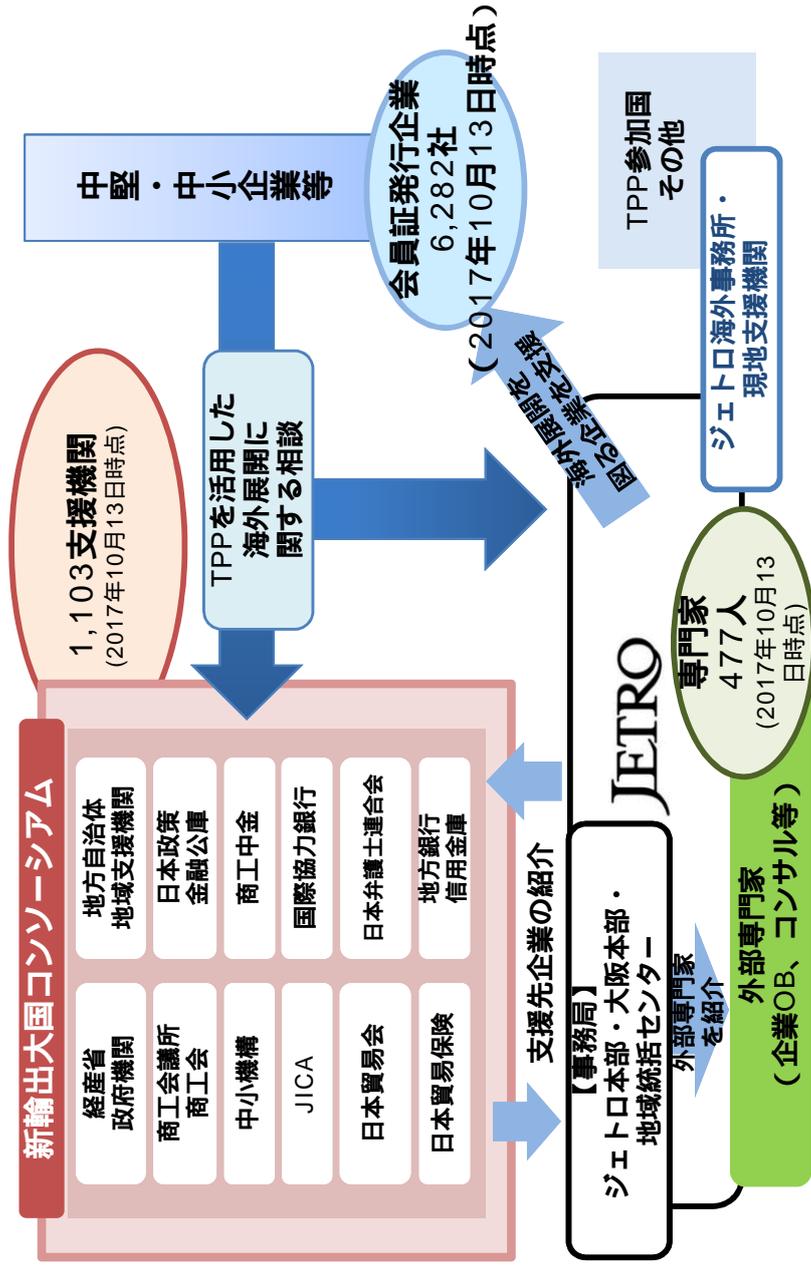
委託内容(例)(現地法規制に反しない範囲で実施)

- 日本企業を対象とした無料法律相談会及びセミナーを在外公館等で定期的の実施
- 現地の法令・法制度やその運用に関して調査し、在外公館に対し報告書を提出(報告書は在外公館による個々の企業支援や、セミナー等に活用)
- 在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング(事案の分析・整理等)

新輸出大国コンソーシアム

- 平成28年2月に「新輸出大国コンソーシアム」を設立。JETROを中心に多様な支援機関が参加。海外ビジネスに精通した専門家が個々の企業の担当となり、中堅・中小企業に対し、海外事業計画の策定、現地での商談や海外店舗の立上げなどをきめ細かく支援。
- これまでに、477人の専門家（うち法務専門家34人）が、全国6,282社（2017年10月13日時点）に支援。

支援スキーム



対象企業の取り扱い品目・業種

農産品：967社(15.4%)
 水産品：184社(2.9%)
 工業品：2609社(41.5%)
 小売業：480社(7.6%)
 卸売業：878社(14.0%)
 その他サービス：1164社(18.5%)

【お問い合わせ】

サポートホットライン
 0120-95-3375
 (平日9:00~18:00)
www.jetro.go.jp/consortium/

日本企業等の海外展開を法的側面から 支援するための特許庁の主な関連施策

2017年10月
特許庁

➤ 日本企業等の海外展開を法的側面から支援するために、特許庁にて各種施策を実施

中小・ベンチャー企業等に対する相談・支援体制強化

- 知財総合支援窓口
- 海外知的財産プロデューサー等の派遣
- 海外事務所への知財専門家配置
- 海外での出願、侵害対策、知財係争への資金的支援

海外の知的財産関連情報の提供

- 海外特許情報の提供
- 新興国等知財情報データベースによる情報提供

我が国審査官・審判官の派遣、審査協力等を通じた諸外国の知財システムの整備

- 特許審査ハイウェイ(PPH)の発展
- 海外特許庁との連携・協力強化
審査官等の派遣・受入
特許審査の協力

我が国の審査・審判に関する国際的な情報発信

- 海外特許庁への審査情報発信(AIPN)
- 各庁における審査結果の相互利用
- 審判制度に関する情報交換・情報発信

知財総合支援窓口(知的財産に関するワンストップ無料相談窓口)

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口を平成23年度から47都道府県に設置。
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、解決が困難な高度な知的財産の課題等を解決。
- 平成28年度から(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)へ全面移管することにより、一層の機能強化、中央と地方の一体化を実施。

相談

- ・ 研究開発の成果を適切に保護したい
- ・ 知財に関する支援施策を教えてください
- ・ 海外で整備されているので対応したい
- ・ 地域ブランドの保護について教えてください
- ・ 事業モデルを踏まえ効果的に特許取得したい

知財総合支援窓口

中小企業等

知財で経営強化

支援

- ・ 制度説明を通じ知財の重要性を認識
- ・ 権利化かノウハウ管理か助言
- ・ 知財に関する支援施策を紹介
- ・ 海外の制度概要・手続方法等を説明
- ・ 地域団体商標制度について説明
- ・ 外部専門家チームによる支援を実施

よるず支援拠点等の連携機関

INPITの専門相談窓口

- **営業秘密・知財戦略相談窓口**
(営業秘密管理や知財戦略に関する相談)
- **海外展開知財支援窓口**
(海外知的財産プロデューサーによる支援)
- **産業財産権相談窓口**
(特許庁への出願手続等に関する相談)

専門的な知識が必要な相談は
専門家と連携して支援

弁理士
弁護士
中小企業診断士
ブランド・デザイン専門家
企業OB等
※弁理士・弁護士は窓口への常駐も実施
(週1回以上、月1回以上)

- 連携機関**
- ◎ 中小企業支援機関 (中小機構、商工会、商工会議所、都道府県の中小企業支援センター、地方農政局、日本規格協会等)
 - ◎ 大学・研究機関
 - ◎ 海外展開支援機関 (JETRO等)

<相談件数>

平成23年度	約5.6万件
平成24年度	約5.6万件
平成25年度	約6.3万件
平成26年度	約6.9万件
平成27年度	約7.9万件
平成28年度	約8.6万件

※昨年度比約9%増

<知財区分>

特許	33%
実用新案	12%
意匠	10%
商標	35%
その他	10%

(営業秘密・ノウハウ、著作権)

【問い合わせ先】

0570-082100
(全国共通ナビダイヤル)

※最寄りの窓口につながります

- ▶ 民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材「海外知的財産プロデューサー」を派遣し、中小・中堅企業を中心に、事業内容や進出国の知財保護事情に適した権利取得、管理・活用等の知財マネジメントを支援。
- ▶ 「海外知的財産活用講座」を開催し、海外ビジネスにおける情報管理や知財面でのリスクを中心に情報提供。
- ▶ 2017年10月現在、INPIT東京本部に海外知的財産プロデューサー6名、**INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)に海外展開支援及び営業秘密・知財戦略に関する知財戦略エキスパート4名を配置。**

特許庁・INPIT

海外知的財産プロデューサー
知財戦略エキスパート

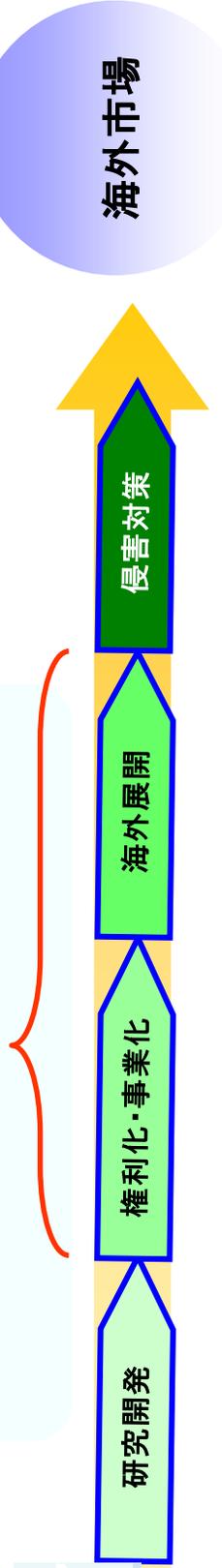
支援



中堅・中小企業等

海外事業展開の知的財産面での支援

- ・事業に適した知財戦略策定
- ・模倣品等を見据えた進出国での権利化
- ・技術流出等に対応する社内知財体制構築 等

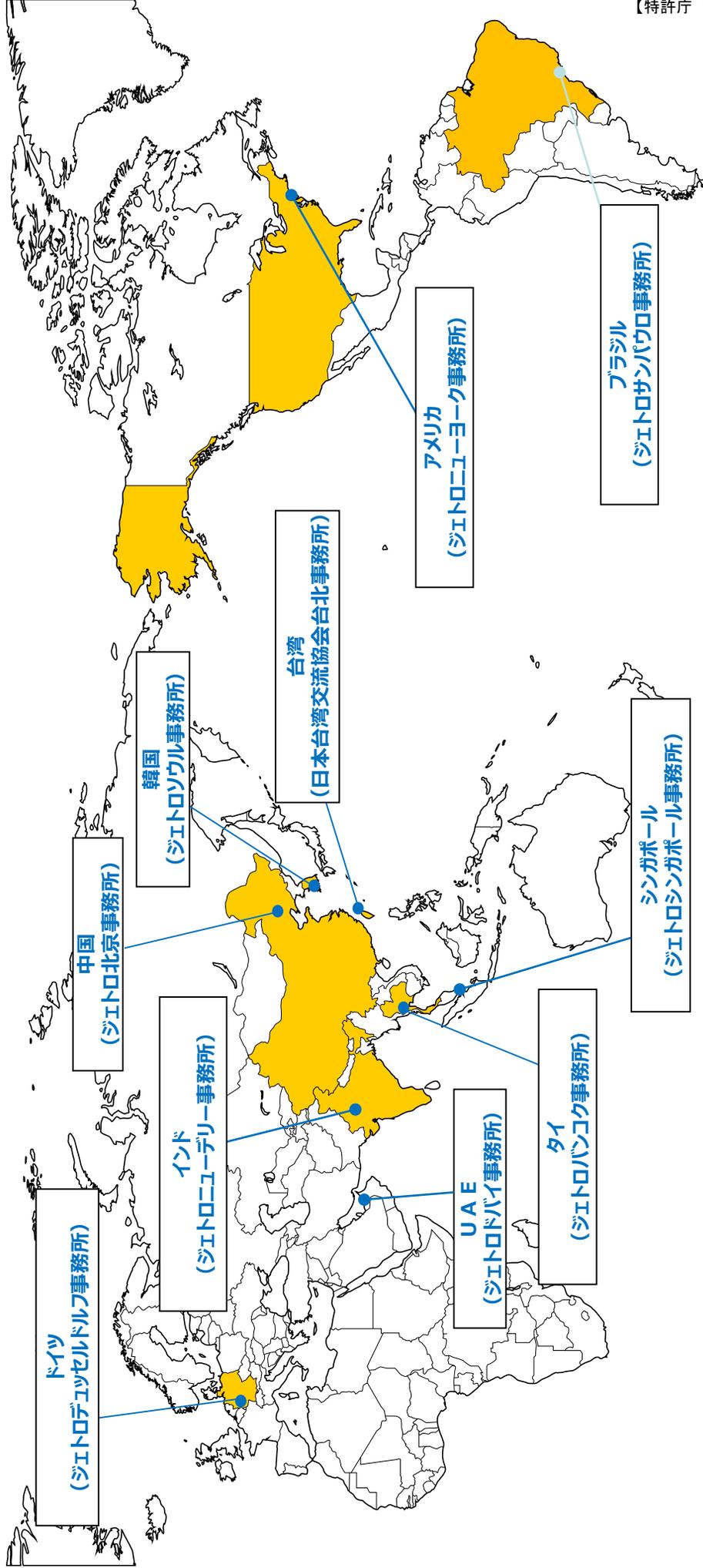


海外知的財産プロデューサーの支援例

- ▶ 海外知的財産事情を踏まえた事業展開に即した知財戦略の策定支援
- ▶ 海外展開の際の知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築や契約書策定にあたってのアドバイス
- ▶ 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- ▶ 技術流出のリスクを軽減するための社内知財管理体制の構築支援
- ▶ 海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動 等

海外事務所への知財専門家配置(ジエトロ等を活用した支援体制)

- 知財専門家や弁理士をジエトロ等の海外事務所へ派遣し、現地の知財情報収集を行うとともに、現地日系企業の支援を実施。



○ 外国出願支援(中小企業等外国出願支援事業)

- 中小企業等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構及び都道府県中小企業支援センター等を通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成。
- 補助対象経費は ○外国特許庁への出願手数料 ○翻訳費用 ○現地代理人費用 ○国内代理人費用

○ 侵害対策願支援(中小企業等海外侵害対策支援事業)

- 海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助(模倣品対策支援)。
- 海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助(防衛型侵害対策支援)。
- 冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助(冒認商標無効・取消係争支援)。

○ 外国知財係争支援(海外知財訴訟保険補助事業)

- 中小企業等が海外知財訴訟への対抗措置を取ることができるようにするため、全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険制度を創設。
- 海外知財訴訟保険への会員企業の加入を促すための掛金負担を軽減(掛金の1/2を補助)。

- 世界で通用する安定した権利の設定には、英語以外の外国語文献の調査が必要。
- 急増する中国語・韓国語の特許文献の検索利便性を向上させるために、中国・韓国特許文献の全文を日本語に機械翻訳し、日本語で検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」の提供を平成27年1月より開始。
- 外国庁・機関との交渉により収集した、ユーザーニーズの強い諸外国の特許情報について、日本語ユーザーインターフェースにより提供する「外国特許情報サービス(FOPISER)」を平成27年8月より開始。

中韓文献翻訳・検索システム

**検索項目を選択し、検索キーワード（日本語）を入力。
フリー検索条件、NOT検索条件により検索が可能**

外国特許情報サービス (FOPISER)

**対家国を選択し、キーワード（英語）を入力して検索
機械翻訳の利用により、日本語での照会が可能**

2003年1月公開分以降の中国文献・韓国文献、**合計約1,869万件**
(2017年10月時点) の全文を蓄積、日本語で検索可能
 URL: <http://www.ckgs.jpo.go.jp/>

シンガポール、**ベトナム、タイ**、台湾、ロシア、オーストラリア、
 EUIPO(欧州)の情報を収録
 URL: <https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/>

- 我が国企業が新興国等での様々な海外知財リスクに対応するため、我が国企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財実務情報を幅広く提供するためのウェブサイトを。
- 現在は、東アジア、アセアンを中心に情報を掲載しており、今後、ユーザーニーズに基づいて、掲載対象国数を拡大し、掲載情報を充実する。

* 主な情報掲載対象国：中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ロシア、インド、ブラジル
 * 掲載記事数：1,941件 (2017年10月)

海外ビジネス 検討開始

先行調査

法制度調査

特許法、商標法、条約、施行規則、審査基準

文献調査

特許公報等の調べ方

秘密管理

営業秘密管理、技術流出防止

出願実務

出願

手続の流れ、優先権主張

審査

審査の流れ、新規性の判断、進歩性の判断、記載要件の不備

補正

補正の制限

活用・その他

審判対応

侵害訴訟、手続の流れ

訴訟対応

無効審判、訂正審判、手続の流れ

実施許諾

ライセンス契約、海外送金

海外ビジネス 成功

新興国等知財情報データベース

費用

出願、登録、審判、訴訟の費用

現地機関調査

知財庁、裁判所、その他の関連機関

審判決調査

審決・判決の調べ方

統計調査

出願・登録件数、訴訟件数

- ▶ 特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway)は、ある国で特許権を取得可能と判断された出願につき、他の国での簡易な手続により早期に審査を受けられる取組。
- ▶ PPH参加国・地域の数は、**47か国・地域に拡大(2017年10月現在)**。PPHの利用件数も着実に増加。
- ▶ 各庁のPPHに関する統計指標を分析する等、更なるPPHプログラムのユーザー利便性向上に取り組む。
- ▶ 我が国の特許権と同様の特許権を早期取得できる「特許の付与円滑化に関する協力(CPG)」をカンボジア及びブラオスとの間で開始。

▶ 特許審査ハイウェイの主な利点:

1. 高い特許査定率

- ▶ PPH出願に関する特許査定率は各国・地域において高い。

2. FA期間の短縮

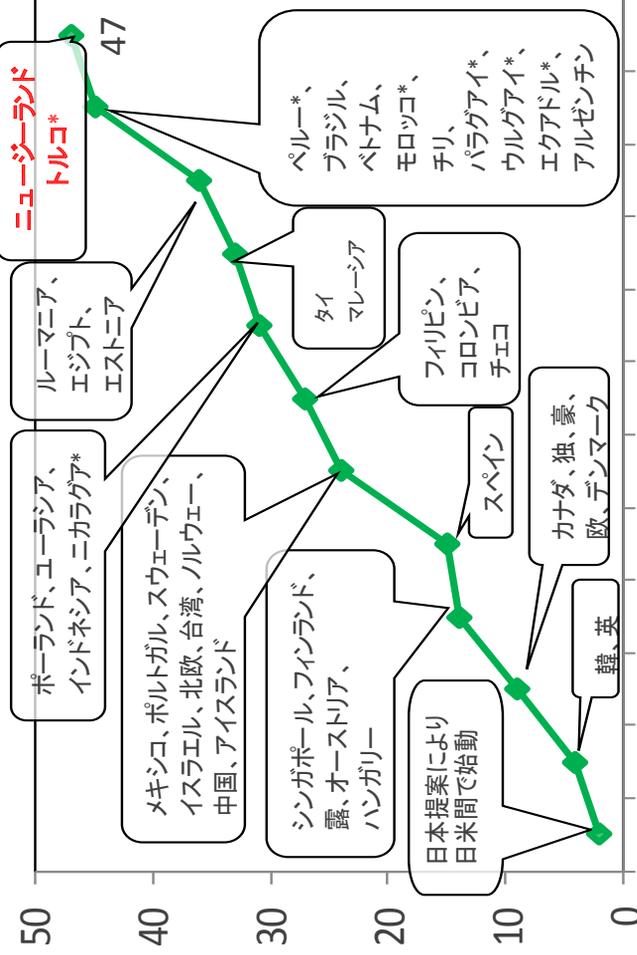
- ▶ FA(一次審査)通知までの期間・権利化までの期間の短縮。

3. 迅速な審査とコスト削減

- ▶ FAでの特許率が高く、各国・地域でのオフィスアクションが減り、中間経費削減につながる。

【PPH参加庁数(47庁:2017年10月現在)】

*日本との間でのPPH未実施

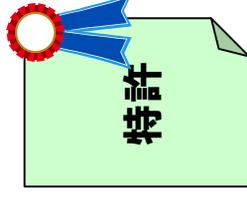
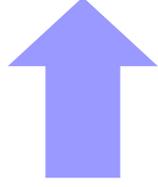
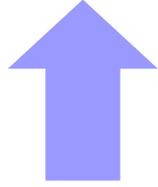
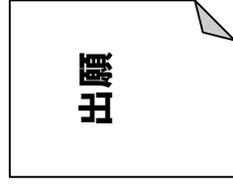


2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017

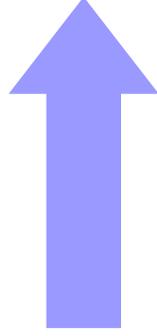
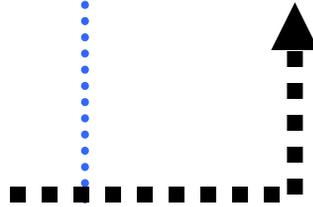
PPHを開始した年

新興国へPPHを拡大し、日本企業の海外進出をサポート

第1庁



第2庁



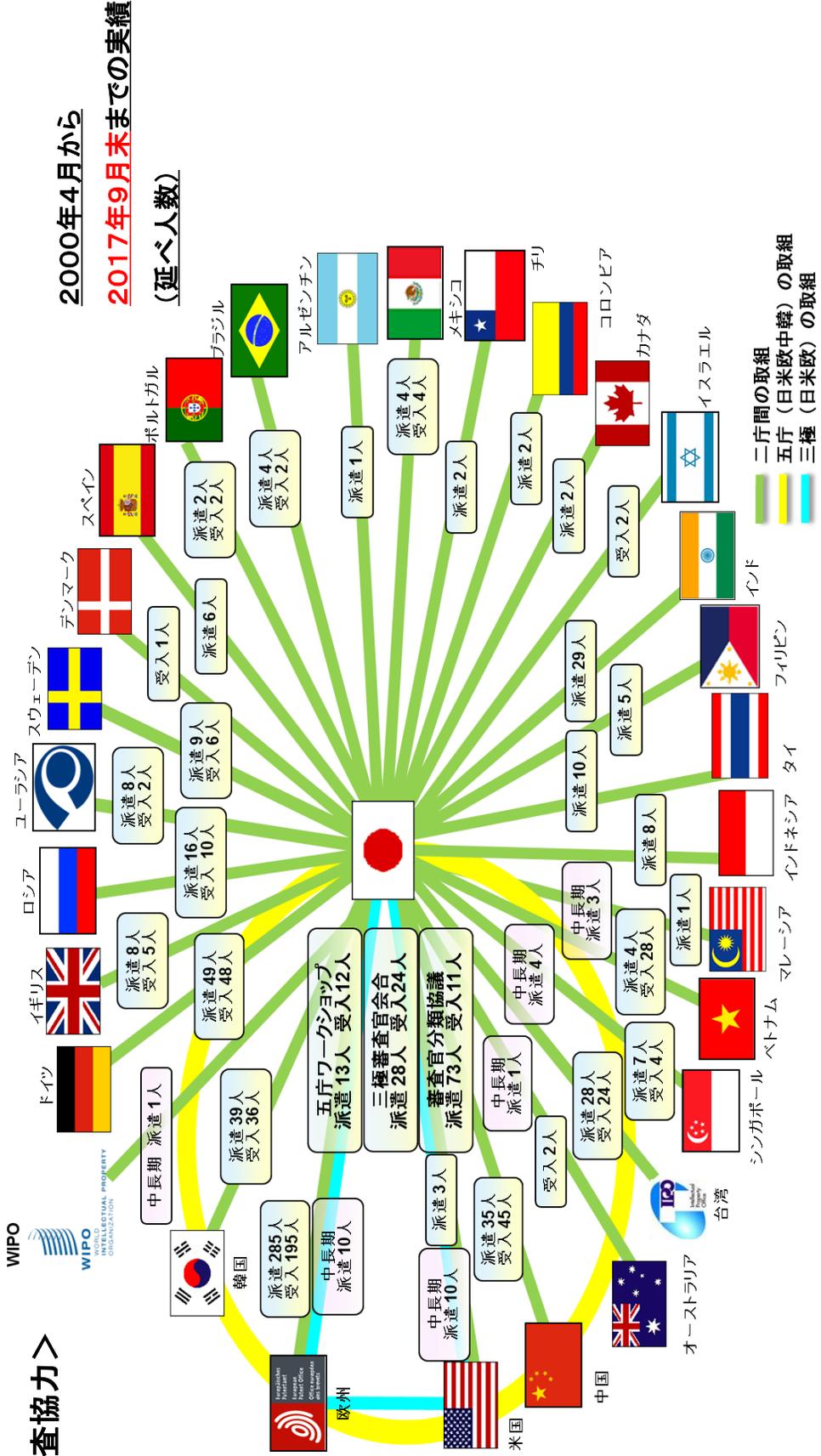
第2庁が、第1庁のサーチ・審査結果を利用。



海外での早期権利化・審査の質の向上・特許取得コストの削減

- 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組の推進を目指す。
- アジア諸国等新興国で知的財産制度の整備を支援するため、特許審査官をはじめとする専門家の海外派遣や受入を通じて、日本式の制度や審査実務等の知財システムの浸透、情報化支援などを行い、日系企業の知財ビジネスを後押しする。

＜国際審査協力＞



□ 経済成長著しいアジア新興国については、審査官へのJPOの審査手法の普及・浸透、PPHの実効性向上のため、様々な審査協力を実施。我が国企業の出願が日本で取得した権利と同じ範囲で早期に権利保護されることで、我が国企業による円滑かつ予見性高い特許権取得が期待。

インドにおける新人特許審査官研修への協力

- インド特許庁では、2016年4月に約460名の新入特許審査官を採用。(それまでインド特許庁の審査官は約280名。)
- 平成28年度に行われた新人研修にJPO審査官をのべ12名派遣し、特許審査プロセスのうち中核となる「先行技術文献のサーチ」、「実体審査の判断手法」等を指導。
- これほど大規模な新人研修に他国の審査官が指導的立場で参画することは世界的に見てもJPOが初めて。
- 平成29年度は、その**フォローアップ**となる研修を実施。



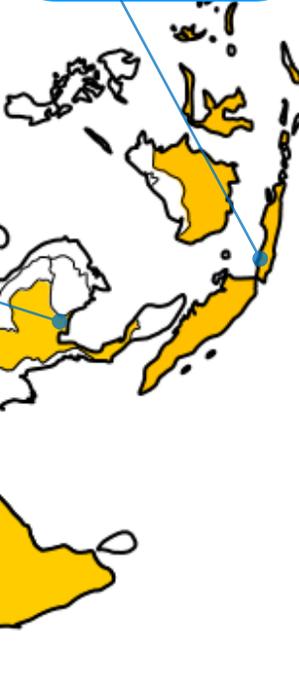
タイにおける新人特許審査官研修への協力

- タイ特許庁では、2016年10月及び2017年2月に合計約50名の特許審査官を採用。(それまでタイ特許庁の審査官は30名弱。)
- 平成28年度に行われた新人審査官研修にJPO審査官をのべ8名派遣し、特許審査実務の基礎を網羅的に指導。
- 加えて、新人を指導する立場にある審査官に対しても、審査の指導方法に関する研修を提供。
- 新人審査官のみならず、新人を指導する立場にある審査官に対しても指導を行うという包括的な協力は初めて。
- 平成29年度は、その**フォローアップ**となる研修を実施予定。



インドネシアにおけるPPH運用確立支援

- インドネシア特許庁では、2013年6月からPPHを実施しているが、特許出願書類の管理不足等から早期審査が行われていなかった。
- JPO審査官を2016年夏以降のべ10名派遣しPPH運用確立の支援を実施。
- これにより、インドネシア特許庁でのPPHの審査が進み、支援開始以降の6か月で200件以上のPPH案件の審査結果が通知された(支援前は3年間で審査が行われたのは30件程度)。



海外庁への審査情報発信(高度産業財産ネットワーク(AIPN))

高度産業財産ネットワーク(AIPN: Advanced Industrial Property Network)
 海外産業財産権庁へ日本の出願情報及び審査関連書類情報を提供
 (日英機械翻訳を活用)

- イギリス
- ウクライナ
- エストニア
- オーストリア
- オランダ
- ギリシャ
- クロアチア
- スイス
- スウェーデン
- スペイン
- スロバキア
- セルビア
- チェコ
- デンマーク
- ドイツ
- ノルウェー
- ハンガリー
- フィンランド
- フランス
- ポーランド
- ポルトガル
- ルーマニア
- ロシア
- EAPO
- EPO

出願情報
審査書類情報

- イスラエル
- ウガンダ
- エジプト
- エチオピア
- カザフスタン
- ガンビア
- キルギス
- ケニア
- ザンビア
- トルコ
- ナイジェリア
- マダガスカル
- マリ
- モロッコ
- モザンビーク
- ブルンジ
- ルワンダ
- ARIPO
- OAPI

- インド
- インドネシア
- オーストラリア
- カンボジア
- 韓国
- シンガポール
- スリランカ
- タイ
- 台湾
- 中国
- パキスタン
- バングラデシュ
- フィリピン
- ブータン
- ブルネイ
- ベトナム
- マレーシア
- ミャンマー
- ラオス

AIPN
Japan Patent
Office

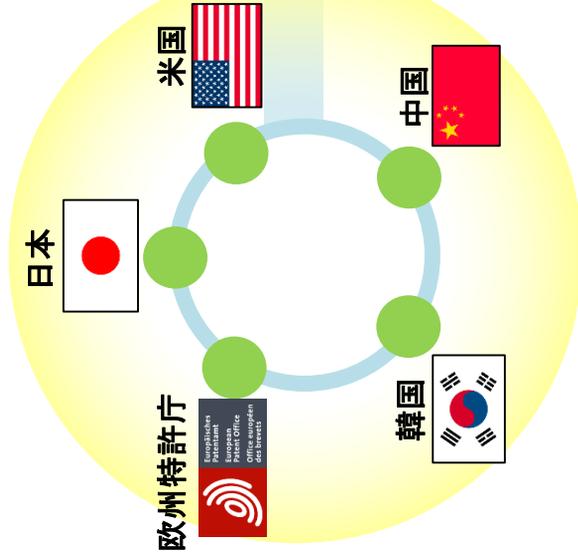
出願情報
審査書類情報

- アメリカ
- カナダ
- コロンビア
- チリ
- ブラジル
- メキシコ

我が国での審査結果を外国特許庁に英語で発信
 ① 出願人の手続を軽減。外国特許庁で迅速・的確な審査に貢献。外国庁の審査負担が軽減。
 ② 我が国出願人の海外における円滑な権利取得を促進。

- 五大特許庁の審査結果を共有するネットワークとしてワンポータルドシエ(OPD)を、日本主導で2013年7月に構築。
- 日本は、2014年3月にJPO-OPDとWIPO-CASEを先行的に連携し、2015年7月にWIPO-CASEに正式参加。
- 世界各地の特許庁間で審査結果が相互利用されるべく、グローバルな審査の的確性・効率性向上を推進。
- ワンポータルドシエ(OPD)を通じて、他庁は、日本の審査書類情報に年間約45万回アクセス(2016年)。米欧中韓を
含む他庁は、日本の審査情報を重視し、その審査情報を踏まえた審査を行っている。

ワンポータルドシエ (OPD)



WIPO-CASE (WIPOのドシエ情報共有システム)

- 五庁に加えて、
 - 25の国・機関(※)が参加(2017年10月時点)
 - オーストラリア、カナダ、WIPO (PCT国際出願)は一般ユーザーにもドシエ情報を提供
- 今後の更なる拡大が期待される

※アゼルバイジャン、イギリス、イスラエル、インド、インドネシア、エジプト、オーストラリア、カナダ、カンボジア、コスタリカ、ジョージア、シンガポール、タイ、チリ、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ポルトガル、マレーシア、モンゴル、ラオス、EAPO、WIPO

連携

- 企業活動のグローバル化が進む中、各国の審判制度・運用に関する情報に対するユーザーニーズが増大。
- 毎年、日中韓の三庁間及び日台間で審判制度に関する情報交換を進め、得られた情報をユーザー一へ提供。
- 今年は、欧米との審判分野における連携を進めるため、米国特許商標庁特許審判部、欧州特許庁審判部及びドイツ連邦特許裁判所を訪問し、審判実務に関する情報交換を実施。

日中韓審判専門家会合(2013年～)

第5回会合(2017年9月に韓国で開催)

日中韓の審判統計情報の共有・公表を進めるとともに、審判制度に関する比較研究を実施。

日韓審判専門家会合(2010年～)

第8回会合(2017年7月に日本で開催)

日韓の審判制度・運用に関する意見交換や、審判統計情報の交換を実施。

欧米との協力の推進

2017年5月にドイツ、6月に米国で開催

米国特許商標庁特許審判部、欧州特許庁審判部、ドイツ連邦特許裁判所との情報交換を実施。

日中韓国際審判官協議(2015年～)

第3回会合(2017年9月に韓国で開催)

審判官による実事件を用いた意見交換の実施を通じて、審判実務に関する情報の交換を実施。

日中審判専門家会合(2015年～)

第3回会合(2017年7月に日本で開催)

日中の審判制度・運用に関する意見交換や、審判統計情報の交換を実施。

日台の審判分野における協力の(2014年～)

第3回(2017年11月に台湾で開催予定)

審判官による審判実務に関する意見交換や、審判統計情報の交換を実施。

○[審決英訳の外部発信](#)

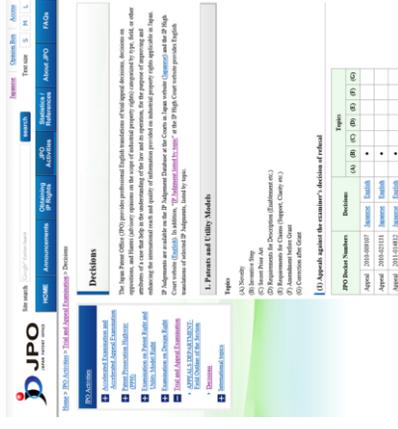
- ・審判に関する国際的な情報発信の充実強化のため、2016年1月より、重要審決について手翻訳による精緻な英訳を、特許庁ホームページで提供開始。
- ・本年度は、9月までに37件の英訳を公表済。

○[審判実務者研究会の研究成果の英訳公表](#)

- ・審判実務上重要と考えられる審判決事例について、庁内外の実務者による研究会を行い、その報告書要約編の英訳を公表。
- ・本年度版は年度末までに公表予定。

○[国際シンポジウム等](#)

- ・本年は、7月に「日中韓特許庁ユーザーセミナー」を日本で開催したほか、10月にオーストラリアで開催された「AIPPI総会」に出席。
- ・本年10月30日～11月1日は、日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決をテーマとする「国際知財司法シンポジウム2017」を日本で開催し、日本の審判制度に関する情報を発信予定。
- ・来年度は、日米欧を対象とした国際シンポジウムを日本で開催予定。



特許庁ホームページ



審判実務者研究会報告書



【特許庁 資料】
日中韓特許庁ユーザーセミナーの様子

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について

平成 29 年 9 月 21 日
関係府省申合せ

1. 国際的な紛争解決の手段として仲裁手続が積極的に活用されるようになってきていることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房審議官（国際・人権担当） 外務省経済局長 外務省国際法局長 スポーツ庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	一般社団法人日本海運集会所理事長 一般社団法人日本商事仲裁協会理事（仲裁担当） 日本知的財産仲裁センター長 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構長 日本商工会議所国際部担当部長 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長 公益社団法人経済同友会政策調査部調査役 公益社団法人日本仲裁人協会代表理事 最高裁判所事務総局民事局長 日本弁護士連合会副会長 東京都政策企画局理事（事業調整担当） 大阪府商工労働部長

3. 会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。